## 會學濟經學人國帝都京

#### 卷八十四第

彙 外國雜誌論題 靜態的貨幣理論…動態的貨幣理論 支那に於ける門 政府支出と所得増 復式簿記法の形成過程に就いて ...... 并小楠 價格の意義 現は 報 ク制の諸問 の經濟思想 れし日本的創造の型 經濟發達階段說 附 說 論 戶 閉 加 題 放 苑 叢 究 論 經 **1**44 經濟學博士 왩 經 ŧ. 湾 渀 渀 海 ĴΫ 學 뾪 県 4 瓤 士 ÷: <del>1</del>: 宮 本 tti 汐 末 岡 山 本 唐 興 叉 氼 次一實助 郎雄 彦 郎 馬

### 殊 IJ ク 制 0 諸 問 題

谷 口 吉 彦

E 次 == Ħî. 特殊 特 特 殊 殊 ij ý ý **:**/ ン ゥ -7 制の 制 制 0) 0) 問題 法制 特質

> 牸 殊リ ゥ 制 内 躞 能

24 牸 殊 ij ク 制 0,

特 殊 ŋ > n 制  $\mathcal{O}$ 特質

至つたも 昭 和 + ので 四年一月十日より實施されつ、ある特殊リン あ ટું 푬. À, は 戦時の 輸出振興策の一つとして、 ク制は、 綜合リ 周 知の如く綜合リンク制の代案として實現す ン ク 制 の實施を主張するも 0 いであり、 え に また

之に對する反對論は、 つて之が實施を中止したる以上は、 少くとも經濟的には殆んど有力なる理由を有しない 之に代つて現はれたる特殊リンク制につき、 Ų, Q) である その機能を十分に發揮すべく、 が、 すでに政治的理 由 1 ょ

これが檢討を試みねばならない

埋 綜合リンク制とは寧ろ縁遠いものである。 論 的 M 冷 へて、 特 殊リ ン ク制はその實質に 即ち一定商品の輸出とその おい ては、 すでに昨年より實施され ) 原材料 ᇤ Ø シュ 輸入とをリ ある 商品 ンクする點 ク 制<sub>2)</sub> に近 K \$

IJ

ン

いては、全く商品リ ン 力 制 と同様である。もと~~商品リ ン ク制と綜合リ ンク制との 區別 の存する所は、 特定の

第四十

八

卷

29

七

第

三號

Ξ

特殊リ ン ク 制 0 諸 間 題

> 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號) 1) 2)

第

应

商 딞 と商品とをリ / ク 7 á カン 或 は 商品 を特 定 ぜず た 2 般 的 17 輸 出 と輸入 とをリ ン ŋ す る か Ø 點 1/2 あ る ታኔ **6**(3)

て O 點 より 見て特 殊 ij ン 7 捌 と綜合リ ン " 制 とは、 全くそ Ø 理論 を異にするも Ø 글 は n ば なら

計畫 カュ 7 L 綜合 ら區 ٣... た 7.) 2 1. 別 實際に 1) \$2 3 70 L 分汇 > 76 " 把 制 *Q*.> ま 別 initial initia initial initial initial initial initial initial initial initial  $\kappa$ で V 個 近 自匀 あ て 0 Ď. は à K 新たなる制度となした は等ろ商 カミ 特 如 卖 た 殊 < 拷 商 ij [] [] ᇤ ン / られ、 I ij IJ ン 制 3.0 jr ク は綜合リ 制 また 制に含まる K のは は 風する 從來 ン 何 ク 故 制 ŧ, **Ø** ¥ 力》 商 商品を之から除外せるために、 案に含まれてゐ 0) 換言せ 7: 品 韵 IJ ري. ده ン ば商品リ ŋ 制 ₹: とは \$2 た  $K_{-}^{*}$ 全く ン ŧ, 部 ク 揃 、異なる 制 ξ, -j: の内容を抽出し K 對 新制 する特殊 之を全く 少く 度 なる P ر ا 從來 ij 表面 カン ~ その 刀 0 Ø 制 南 如 白勺 代案とし 間目 き外 VC. (T) 特質 は、 觀 1 は /7 却 \* 捌 呈

[n] n Ø 點 K 認 めるこ とが 出來る

第  $\kappa$ そ 0 主要 Ø 之につ 根 據 は 主 とし ては後節 そ 法 制 上 K あ る。 論することゝする。 卽 ち 商品 IJ ン 1 制 ᅩ 特 殊 IJ ン ク 쀄 とは そ 0 據 <u>つ</u> て 立 つ法

制

的

根

據

異に

する。

ļì

K

な

V

7

詳

た 商 品 IJ ン ク 制 は輸出 品とその主要原料品 る。4) との ŋ ン クを主としたも めで あ るが 特 殊 ij ン ク 制 は そ 0 他

ク 困 K 制 副 難 で 原 **1**/C 料 あ ょ 品 V る さ 意 が た IJ は 併 材 ン ク 現 #1 實に さ 品 礼 Ø は、 てわ 輸 入 ર્વુ をも認 主要 例 な め ば そ ね 麥酒 O 原 料 Ø 輸 品 原 料品 出 は K. 商 記と材料! 對 品品 して、 IJ ン 品 n 制 朩 主要 ッツ K プ  $\overset{*}{\Rightarrow}$ 原 V 鹽 籵 7 밆 コ 多 と副 ル 數 ク Ø 原 樹皮·銑鐵 雜 料 多 띪 な原 らり 層鐵 材 區 料 别 먎 は 錫 は Ø 特 嚴 六 殊 密 種 1) KC は

띮 Ø 輸入をリ ~ 力 j るが 如き是である。

第三

に、

從

つてまた商品

IJ

ン

刀

制

0

は

多

ては

数量リ

ン

ク

ŕ

よることが

可能

で

あ

b

そ

ح

 $\sqrt{c}$ 

は議

論

Ø

餘

地

は

あ

拙稿『連繋貿易制 (Link-system) に就て』(本誌第四十七卷第二號 75頁) 布浦芳郎氏『特殊リンクを論ず』(編業時報第七卷第一號 75頁) 3) 4)

るとしてもあ 料 第四に、 品である から、 商 實際に・ 밆 IJ 之を敷量的 ン もまた ク 制で は個 一二の例外を除い にリ 入リ ン クすることは困難であり、 ン ŋ と同 7 時に 圛 大部分は數量リ 體リ ン クを併用してゐるが、 實際に ン ク ٠. おいても總て金額リ あ る が、 特 特 殊リ 殊 ັ້ນ ン ン ク ン ク 制 制 ク 制 では で を探 は 總て 雑 って 多 個 Ø 莂 副 る。 IJ 原 材

占 制 を採用 と團體リ かく事實として現 ってゐる。 ンク、 特 之に 殊リ は 對 n た所で ン しては、吾 ク 넮 は、 と個人リ Æ ح は相當 Ø 點もま ン クとの ĸ 批判 た 間 Ø つの特質とい K 餘 地 何 あるものと考へるが、 6 必然の關 ふことが 係の 、出來る。 あ るわ それ けではない。 た は Zがおらく 理 諭 的 後  $\kappa$ Ø は 問 題とし 商 큚

次 に特 殊 ij ン ク 捌 が 綜 合リ ン ク 制  $\mathcal{T}$ 對 して有する特別 質 をお \$ るに

併 である。 つてゐる。 じそ 绾 0 K 輸 たど 綜合 Ž; 入 此 C. Ø 許 Ø IJ K 場合にも、 可 ン Ь ż 迹 ク る 制 \$; では 3 ١ 商 7) 自由なる輸入は許されるものではなく、 딞 ग्रा 般的 ζ, 0 範 特定 圍 ĸ 內 輸出され ならば、 Ø 商 開 上商 たる各種商品 何 物 17 とをリ てもり Ø / ン 金額に對して、 ク する馴 ク 輸 輸入許可 人を認めら KC. 40 制の下に Ųή 7 ń 般 . శృ 兩 商 ᇤ 占 あるととは勿論で は全 つ Ø まり 輸入をリ く異る IJ ン 原 ク ン 商 理 クするも あるが ᄪ 0 **(1)** 特 17 72

カュ 不特 定 力。 Ø 點 K 兩 考 0 根 本 的 0 品 别 ガジ あ る。

第二に、 綜合リ ~ ク 制案では、 輸 出 により て得らる Ţ 輸入權 は、 すべて之を一 應は 中央銀行に集中 Ļ その 媒

介によつて 輸入 輸 入 樒 商 K 譲 譲 渡 渡せんとし 12 伴 ふプ た が、 特 A 殊リ K 對 L ン 刀 7 は 制 ではそ 綜 合リ Ø 自 ン 由譲渡を認めてゐ ク 制 楽で は約 三%までは之を公け IC 認 め ん

たが、 特 殊 IJ ン 制 7 は之を法制 上認めてゐな V 併 しまた之を法令に によつて 禁止してゐるわけではない 'n

第

四

-**F**-

八

卷

四

七

=

第三

號

===

ይ

特 ン ク 制の 諸問 題 に、

 $\mathcal{O}$ 

レ

ミア

定 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 52-54頁) 拙稿、前掲論文 49頁 5) 6)

Ά,

否か

K

ある。

場合によつては 事實上プ レ ₹ ァ ۸ を發生することはあり得るであらう。 た 7 兩 者 の異る 所 は、 之を公然に 認 る

台 第四 ij は 3/ ĸ 力 制 <u>۔</u> 特 殊 Ø 間 IJ Ð る。 ٧. /C著し クア 制 此 Ž. Ø Ø 相違が 機 淵 能 上 あ 見 Ø り特質に રું n ば、 卽 お輸 特 7 殊リ r 7 H 温 は、 ン  $K_{\mathcal{C}}$ 次節 制 \*3 しっ は綜合リ に別 7 は國 論する所であ 產 ン 商 ク 制 品は 案 除 Ø る 輸 外 が、 出 4.5 用 b 適用 45 原 籵 品に關 商 輸 天品 H 0,0 範 する部分を抽 1/2 2 圍 ĻΛ K \_\_\_\_\_ 1 は n 國 ζ 丙用 出 綜

ŋ 要す 個 るに 人リ 特 ン ク 殊 を探 ŋ ン つて ク 制 輸入權 は 定商品 Ø) 自 Ħ 譲渡 Ø 輸 にを認め、 莊 に 對 ī て、 ቋ た輸 そ 出 Ø 原材料 金額 Ō 平 0 均三 輸入 、を許可 割 Ø 輸入を許可する金額 ず る商品 IJ <u>ب</u> ク 制 IJ Ø > 形 7 態で 捌 で あ ぁ

ے اور ان

Ō

とも言

న్మ

띪

除

外

2

12

7

より

ク

#### 特 殊 y **ン** ク 制 $\mathcal{O}$ 機 能

る。

詳論した所であるが、 要な三形態すなはち商品リ 特 殊 ij > ゥ 制 は その 特殊 機 能 ŋ ン 上 力  $\pi$ ン 制と綜合リ ク制といへども決してその範圍を出づるものではない。 £ V 7 何 等 カ» ン ク Ø 制 特質を有する と特殊 IJ ン か 万 制とについて見る時は、 IJ ン ク 制 般  $\sigma$ 經 濟的 その 機能 併しなが 各 1/2 つい > らり は また ては、 ン そ ク制 すで n ¢ Ø 主 K

第 に、 輸 出振興 Ŀ Ø 機能は、 {nʃ 12 0 IJ ン ク 制 こ つい ても同様に 最も期 待され る機能で あり IJ ン 7 制 が 吾 Vζ

異なる重

ż

ŀζ

\*

V١

て、

種

۲

Ø

機

能

を果す

\$

Ø

7

あ

る。

拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 53頁) 拙稿『連繋貿易制(Link-system) に就いて』(本誌第四十七卷第二號 65-7) 1)

興 が、 厶 國獨特の新制度として發展するに至つたのも、 M 併し假 よる 種 輸入制限の行はる、時代には、輸出によりて何物かを輸入しりる權利を獲得することは、輸出を刺 ŋ 17 そ Ø 此 ダ Ø 過程または方法の上において、 Ø ン プ Ľ. ング レミアムを全く禁止したとしても、 が、 輸出振興上に重視されてゐた。 主としてこの點に依存するものである。 多少の相違を示してゐる。 綜合リンク制の輸出振興力は全く否定されず、 それ が遂 に此の案の實施を阻止すること」 綜合リ ン ク制案では、 併しながら等しく そのプ なつた 、輸出振 今日 D

ること大なるも

 $\langle \rangle$ 

が

ある。

然るに商品リ

1

ŋ 制

および特殊リ

シ

ク

制に

あつては、

輸出によつて獲らるへも

0

ĹÌ

拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 54頁)

す

如

特殊リ 料價格の 훎 X Ж 該 より來るも てより擴大され强化されてゐると言ふことが出來る。 た同様で 原料品 訋 (1H 10 11 Ø は 輸入に支障を來たす危險がある。 ン  $\langle \mathcal{O} \rangle$ 7 ある。 原 低下を圖らんとしたのが 原 の不足または騰貴を來たし、 卡 制 材 料 のである。 殊 リ 料  $\Gamma$ 間 11 た Ø よつてその範圍 ヾ 異なる所は、 輸 ン に 限 ク 入を促進せねばなら 戰時 制 6 る 0,5 輸入制 輸出表 1 力。 6 を擴大した點 與力 即ち さきにも述ぶる 限の進展する結果として、必要なる原料品 7 商品リ は、 そこから輸出貿易は著しく Ø そこで當該製品の輸出とリンクして、 點 ¥2 より が、 3 ز آڳآآ に ン ある。 7 たべ 來る輸出 カニ 制 m y 單純に之が輸入を促進しては、 加 Ø) 3/ 即ち原料對策より來る輸出振興 創設であつた。 く 振興力 1 制 南 H の場合と同 は IJ 阻止されるを発れない。 ン 遙 ク 制 この點に *†*1 × じく、 に微力で の場 合に著しく限定的 Ø 等ろ輸出原 おいては特殊リ その原料 輸入までも制限するに至れ あるとぞへね 國際收 介は、 輸入を確保し、 と の 支の惡化 料 特殊リ т П. 1 障害を は なる原 ン **(**2) なら ク 確保また を來た 制 ン 打開 力 料 D 制 미 宱 機 は下落 K 時 するた 保 能 ば おい もま に原 が、 軍

制 の諸問題

卷 Νij

第四

十八八

-1- $\overline{H}$ 第三 號 三五.

内原料または 10 は °のである。 貿易均 数量リ 衡とい ン 貿易均衡または國際收支上の機能を見るに、 力 勞働 の性質上 ひ國際收支とい Ø 附 カン 加 ら不可 された丈けは、 ふは、 能である。 元來は價額上の問題である 國際收支を有利ならしめてゐる筈ではあるが、 数量リ > クの貿易均 商品リ 衡は、 ン カュ ク制では主として敷量リンクを採るが Ď, 物質的 ح Ø 點からも金 または技 衕 額 的 併し之を明 ŋ 均 衡 ンクを合理的 にす ぎな 確 K 故 知 るこ 尺 然る 國

Ŕ

過ぎない る ح 極 力。 綜合リ 疑問であるが、 めて有利なる機能を有するわけである。 カュ 0) 差額 6 ンク ح を生絲その 力。 5 Ø 點 制 楽では  $\overline{C}$ 輸出超過率は極めて大であり、 何れにせよその狀態を明確にすることは出來る。 は綜合リ 他の 當然に 除外輸出品に ンク 金額 制 同の ij ン 様の 加 2 ^ て、 長所を有する。 を採り、 從つて國際牧支上または軍需品輸入を含めての貿易均 それでもつて除外輸入品を含めての輸入總額を十分に決濟 耳. 汚輸出 加 ふるに特殊リ Q) 八割 然るに特殊リンク制も同じく金額リン まで 0.) ン ク 輸入を許さんとするもの 制では、 輸入率は平均三割 衡上 わ 程度に クで IT しうる \_\_) は た

入を確 之にかけることは出來ない。 とするも 力。 くの 保して輸 のである。 如く輸出振興と輸入確保と貿易均 腁 振興 從つて今日 10 資 即ち の場合に有效なる輸出振興策の 輸出價額 此 の制度の機能には、 Ø 衡の機能について、 \_\_ 部 **Ø** 輸 入を許可 多くの限界が存するからである。 して、 特殊リ つではあるけれども、 全體としての貿易均 ンク制は寧ろ商品リ 併し餘り 衡 と國際收支を維 ンク制に近く、 に大なる期待 原料 持 世

第

に、

原料對策による輸出振興策は、

消極的で

あるに過ぎない。

即ち原料不足および原料騰貴を克服すると

長所とも とは、 輸 入制 得 服 ない より からである。 來る障害を除去することにはなるが、 卽ち消極的 な障害の除去に 併 しそれ 止 まり、 は原料輸 積 極的 な何 入の 自由 も の をも加 な諸 外國 ځ るり K 比 Ď して、 では 何 な 5 Us 0 カゝ

ら、

輸

出

振

興

Ø

效果も

決

して

過

天に

評價

さるべ

きでは

な

殊リ 豐富に安價 椒 Ъ に 現 的 Ø 然るに なる `C は ン はは 12 輸 制 ab る。 輸 國 出 ~~ -3 K 爲棒 振 は 핅 得 産 7/5 振興 るに 핆 興策としては、 輸 それ 入原 Ĭ Ø 上 過ぎない 輸 ン 料 ٢ H 10 K 振興 も 拘 ング H 11 だけ 此 Ь は Ø カ・ rc 之 の は低 5 -j: 或  $\subset$ は 產 輸  $\bigcirc$ (iij 菂 みを以つては足らず、 捌 咸 ら與 廉化しうるとしても、 拙 度 部 產 **Ø** 分の ŋ 增進 とは 原 料 得 極 全く逆に、 덂 な [\_ めて重要な要素であることは、 -5 **Ø** な め 喩 出 商 求 開 は たは 為替相場 IJ 圆產的 ح <u>全</u>く ン 輸 n ク と共に Ш 制 國 の下落 産的 部 띪 もまた同 分は 0) 國產的 何等かの對策を必要とする。 害 如 分の L た丈け 様で Įμ[ 部 惩 ともすることは出來 あるが、 分は、 廉 力。 11: は Ø に為替が K 輸 /nJ よるも 入原 之によつて ら有利となるも ン ٣ 料  $\langle \rangle$ in Hin ~Ç: ン な グ Ö を 輸 例 V 騰 \$0 Ø 場合 貴 出 ば國 從つ 然 Ø 原 せ ي-3 L 10 料 こて積 明 Ţ は 밃  $K_{\mathcal{C}}$ 膫 拵

豫定で 馥 合 0) あると傳 脟 に ょ b HI 成 が 商 る 残存する。 딦 輸 IJ られ 捫 ン ᄪ ク る 制 Ø が、 第一 加 17 此 查 次に は そ 7 n れ 適用 總 łζ ば しても  $\subset$ をうけ 之に ح n 包括しうる K 尙 包含 K たる商品は、 輸 せし 出 HI じる 商 Ø 二十種 ことは 小 Ø 部分に過ぎな 範 圍 事 に過ぎず、 は 實上 擴 大す **(/)** るけ 困 Un 漸次に擴大して百 難 零 れども、 を免 細 九 nな 輸 併 HA 雜貨 尙ほ之に ح Š 六十品種 0 點 *T*c は K 么 忐 數 łζ 及 7 Ø n 原 な は Æ 綜 す 朴

價

Ø

抑

制

策

Ø

如

きて

n

で

ある。

殊 ij ン 制の 諸問題 合り

ン

制

Ø

長

所

rċ

及

ばざるとと遠

V

さきに論

ぜる商品

ij

ン

ク

制

0)

限界

はか

緩和

され

たる程度

 $V_{C}$ 

おい

牛宇

第四十

卷

74

七七七

=

號

三七

**(2)** 

拙著、外國爲替論 121—2頁 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 39-43頁) 4) 5)

リンク制にもまた妥當する限界である。

# 三 特殊リンク制の法制

輸出組 則」があるに過ぎず、 側 ら特定の する合法的團體には相違ないが、 るものでは ぎない。 ものであり、 17 特 殊り おい 合 シタ 法令に據るものではなく、 曹通に法令的根據を有すると考へられてゐる綿業リンク制でも、 て默認したに過ぎず、 ない。 工業組合・商業組合または輸入組合の統制規程として、 制が從來の 且つ何らの法令的根據なくして行はれつゝあるものである。 即ちこれまた民間團體內部の規程たるに止まる。 これはたド綿製品の賣買相手方を規定したるに止まり、 商品リン 最も重要なる爲替許可の如きも、 7 併しその内部または相互間に行はるトリンク制そのもの たゞ當業者間の任意申合せに根據するに過ぎない。 制と著しく異なる點 Ιţ その 法 たド為特當局との間に了解の成立してゐるに過 リンクに闘する種との規定をなし、之を官廳 制 むろん是等の團體の多くは、 的根據にある。 法令ではたゞ 何ら商品リンク制の内容を規定す 從來 即ち営業者團體としての 『輸出綿製品配給統制規 ίţ Ó 商品リ すべて個 法 一个的 ン 77 制 根 Ą 伝據を有 別々 は 10] T)

命は、 راز 之に反して新たなる特殊リンク制は、 件一 商工省令として公布されたる『輸出品用原材料承認書交付規則』および の二つであるが、 併しこの二省令は、 共通の單一法令に根據を有する合法的制度である。 それた~その基づく法律的根據を異にすると言はれる。 『輸出品用原材料 之に關する直接の法 「ノ轉用! 阻 止 = 뢺

第一の省令は、 憲法第九條『臣民ノ幸福ヲ增進スル爲ニ必要ナル命令』に基づき、第二の省令は、臨時措置法

原 布 第二條の二『當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、 材料 されたものであると傳へられる。 Ø 輸入承認書を發行せしむる手續に關するものであるが、 前者は主として地方長官をして、 護渡、 使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令』に基づき、 この省令が關係法律たる臨時措置法に基づか 一定の輸出に對して、 その生産に 必要なる 公

憲法に基づく行政命令として公布されたることは注意に値する。

ととは、 ょ 品ノ配給、 見る所では、 法第九條を援用する必要はないと思はれる。 該物品の 必 國民經 要トス うって、 その理由として傳へられる所によれば、 地 臨時措置法第二條の二に 34 ル 配給に關する事項であつて、 譲渡、 物品 方長官が 7 運行 之には殆んど疑問はないと思はれる。 ラ確保 付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得』として、その第二號において、 使用又ハ消費ニ關シ必要ナル 輸出品用原材料 スル 爲特 ある配給の概念に含まるゝか否か疑はしいといふ點にある。 必要アリト Ó これは明らかに配給の概念に含まるべきである。 輸入を承認することは、 第一に、 認之, 命令ヲ爲スコト』 11. 何となれば、 地方長官をして輸出品用 ŀ 丰 *ب*الار د 輸入 輸入の制限に が認められてゐる。 同 1 法第二條によれば、 制限其ノ他 原材料の輸入承認書を交付せしむる より需給關係の調整を必要とする當 『當該物品又ハ之ヲ原料 ノ事 そとで前 EH 従つて此の點から態 一政府 === 因 IJ , 語給關 併しながら 記の へ支那事變 第 倸 ŀ 0 省令に 調 ス 犎 闗 ル J. 製 Ø

には、 令では、 第二の 理由として傳へられる所では、 年以下 定の 輸出に對して一定の輸入承認書を交付するに過ぎないから、 ノ懲役又ハ五千圓以下 ノ罰金ニ 臨時措置法には罰則の規定が 一處ス」 (同法第 五條) あり、 アアア 之に對して罰則を適 第 なつてゐる。 一條に基づく命令に違反す 然るに前 用する必要もな 述の 第 ,る場合 Ø

四七九 第三號 三九

第四十八卷

特殊リンク

制の諸問

題

1) 布浦芳郎氏、前揭論文 69頁

例 に恭づいて公布しうるものであつて、 h が け ら吾々は此の根據もまた薄弱であると思ふ。 n としたる場合の ば地 ば根據もない。 方長官の發給する輸入承認書に關 如きは、 從つて之を臨時措置法に據らず、 恐らく罰 則の 必ずしも憲法第九條に據る行政命令たるを要しないと考へる。 必要を生ずるであらう。 して、 罰則の必要なき場合は、 之を擬造または改竄して、 憲法第九條に基づく行政命令としたと言ふにある。 要するに吾々 むろん之を適用する必要はない 輸入制限を犯 は 第 グン 省合もまた臨 して多量 0) 輸入 膊 が 併しな 措置 ŧ: 併し なさ 宏

臨時措置法に基づ 第二の省令は、 いて公布されたことは當然であつて、 右によつて輸入許可され たる輸出品 用 ح 原 \*\* 7 には全く問題は Ø 戜 内轉用を防止せんとするものであつて、 な

ず、 る。 する原材料輸入承認書を提示するものに るでなければ、 最後に尙一つの たじ これは大藏省令の外國爲替管理 實際に IJ おける運用上の手心として行はれつゝ 必要なる法制的處置は、 ン 力 制に おける中心的法制は整備されない 令 Ø 改 正 對しては、 爲替許可の上に残つてゐる。 ۲, ふ手續を要するわけである ある。 為特當局は直ちにその 輸入為替を許可するといふ 規定であ 併しながら法制的根據としては、 即ち第一の省令によつて地方長官の發給 が、 ح の改正は今日まで未だ行は ح Ō 點 が具備され n

## 四 特 殊 y

規定されてゐる。

今その主要なる諸點を舉ぐれば

特

殊

ij

ン ク 制

0)

一内容は、

主として前 ・ン 述 ŋ での第 制 0 內容 Ø 商 Т. 省令すなはち わけである。 『輸出品用原材料承認書交付規則』 によつて

布浦芳郎氏、前揭論文 69頁 布浦芳郎氏、前揭論文 69頁 2) 3)

商工大臣の指定したる一定の商品を輸出したる場合は、 その商品を生産または加工するに要する原材

料の輸入承認書を地方長官より發給される。

第二に、 輸入を承認すべき原材料の種類および輸出に對するその割合は、 商工大臣これを決定して地方長官に

通牒する。

第三に、 輸入承認書の交付を受けうるものは、指定商品を輸出したる者または指定商品を生産加工したる者と

する。

第四 ΙĘ 輸入承認書の交付を受けんとする者は、 申請書に所定の 事項を記入し、輸出の事實を證明する書類 輸

出発狀\*輸出申告音•B/エ・インヴォイス寫等)を添へて住所地の 地方長官に提出する。

第五に、 承認書の交付をうけんとする者は、 輸出商品の價額または數量に相當する同種商品を、 一定期間内に

自ら輸出し、 または他人をして輸出せしむべきことを地方長官に誓約する。

第六に、 萷 頭の誓約すなはち義務輸出を履行したる時は、 輸出 0 事實を證明する書類を地方長官に提 出する。

この提出なき者に對しては、 爾後の輸入承認書の交付をしない。

第七に、交付されたる輸入承認書は、その原材料を取得するため必要ある場合(生産者)、または當該輸出商品と

同種の商品を購入するため必要ある場合(輸出者)に限り、 之を他人に譲渡することが出來る。

第八に、 承認されたる輸出品用原材料の輸入為替を得るには、 輸入承認書を爲替許可申請書に添付して提出す

れば、 政府は直ちにその輸入爲替を許可する。

特殊リンク制の諸問題

第四十八卷 四八一

第三 號

四

第九に、 右によつて輸入許可されたる原材料は、 絕對に國內轉用を許されない。 之については第二の省令に規

定されてゐる。

との特殊リンク制は、 園ブロツク地方への輸出を含まず、且つすでに商品リンク制に含まれてゐる商

品も之から除外する。

務期間および指定輸出品の最近三年間の輸出價額と共に表示すれば次表の如くである。 原材料品は、 くして第一次に實施されたる指定輸出品は、 ボツプ以下六十四種目の多數に上つてゐる。いま是等の商品種目を各々のリ 麥酒以下二十四種に及び、 之にリンクして輸入を許可さるべき ンク金額比率 輸出

のである。 八割八分を認めらるゝに對し、 の比率は、この一表に示さるゝ如く輸出品によりて著しく異り、例へば銅板の輸出に對する銅の輸入は、 の原材料品とリンクせられ、全體としては二十四種目に對する六十四種目すなはち平均二・五種目となつてゐる。 と思はれるが、今後において著しき價格變動が製品または原材料品に現はれる場合には、 フイルム(六・〇%)の如きは著しく低率である。 こ 次にこの特殊リンク制は前述の如く金額リンク制を採るものであるが、輸出金額にリンクせらるべき輸入金額 Ø 表 について見るに、 輸出品にリンクされる輸入原材料品は何れも多数であつて、 麥酒(一〇・〇%)・硬化油(九・〇%)・青化ソーダ(一〇・〇%)・寫眞用乾板(ハ・〇%)・同 是等は恐らく製品中に含まるゝ當該原材料品の比率に據つたもの 例へば麥酒の 適當に修正さるべきも 如きは六種 最大率の

次に原材料品の輸入を許可されたる場合に、 次の製品を輸出するには、 定の期間内でなければならぬが、 ح

計二十四種	過燐酸石灰	寫眞用フイルム	ロフアン	電	銅板	板	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	虞用乾板	子板	メント	眞用印書紙	題館ペイント	記用インキ		丹	- <del>-</del>	化石灰	] **	性ソーダ	化	酸	化	麥	指定輸出品
六十四種	<b>烽</b> 鑛石	セルロイドフイルムベース•ゼラチン	人絹用パルプ・願	鉛•アンチモニー	銅• 亜鉛	誦	<b>鈴鐵•屑鐵•亞鉛</b>	鉄鐵・骨鐵	ゼラチン・珪砂・鹽	珪砂•鹽	包裝用紙	バライタペーパー・ゼラチン	班的 配鐵 降鐵	【コルク樹皮】(含食子・インキ片染料・コーハル・松脂・石絨・		鉛· 跳鐵· 屑鐵	軸木用木材•松脂•鹽化加里•獸筋亞鈴板	無煙炭•銑鐵•屑鐵	鹽・ガンニー変	顯· 鉄鐵· 唇鐵	魔- 針鐵-唇鐵-亞鉛	鉛・アラビャゴム・銑蟻・屑蟻	酸ニッケル・ガ	ップ・魔	·
平均		(其他)	<u> </u>				大型の	) E					, -							-   無極   無極   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	-			-	の楡
파 <b>만 -</b> 파	<b>西</b> .0	第5年 - 六・0 - 二元・0	三元。	<b>≅</b> 0•0	<b>汽·</b> O	介 公 公 ()	也 / 490 - 1,0・0	<b>50.0</b>	<b>↑:</b> 0		1:0-0	풏•0	<u>M</u>	六。		☆•0	<u>:</u>		至.	21年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	10-0	<b>E</b> O•0	九•0		の比率額
파 <b>만 -</b> 파	西·0 九 ケ	第5年 - 六・0 - 二元・0	三・0 九ヶ	十二ヶ		人・0 九ヶ	世	500 九ヶ	ケ	<u>ー</u> ケ	 六 ケ	九ケ	九 ケ	九	九 ケ	九 ケ	カケ	九 ケ	垂・0 九ヶ月	21年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	10-0	图•0 九ヶ月	ケ	-0.0%	比金
記・三 九・四ヶ	西·0 九 ケ	15年へ1 九ヶ	三・0 九ヶ	十二ヶ月	ケ	人・0 九ヶ	世	500 九ヶ	ケ 月	<u>ー</u> ケ	 六 ケ	九ヶ月	一九ヶ月一二、	九ケ月	九 ケ	九ヶ月	九ヶ月	九ヶ月	九ヶ月	13元三0 十二ヶ	10.0 +11×	ケ	ケ月 10、	<u>-</u> 十二ヶ	比率 期 間 昭和十一年 入金額 輸出義務 指定輸
元・三 九・四ヶ月 計	50・0 九ヶ月 1、550	15年へ1 九ヶ		十二ヶ月 一、九0九	ケ月四六四	(	业   1√•0   九ヶ月   -		<b>ケ月</b>	二ヶ月 一、三三	六ヶ月   へ00	九ヶ月	九ヶ月 デジス	九ケ月	九ヶ月 205	九ヶ月 八元	九ヶ月 三温	九ヶ月 一学	九ヶ月 一つの		10.0 十二ヶ月 — —	ケ月四日	ヶ月 10,0001 1	0 十二ヶ月 三、九三 三、	比率 期 間 昭和十八金額 輸出義務 指

第四十八卷 四八三 第三號 四三

期 Ø つて輸出を阻害する危険が 簡 輸 Ø H k 義務 短 朔 如 何 間 は、 輸 偂 表に 出 振 かある。 示 魺 E さる に重要な關係を有し、 之に含まる、生産期間は、 7 如く長きは十二ケ月、 長きに失すれ 短 技術的にほゞ きは六ケ ば 輸 月、 出 確定しうるけれども、 の努力を刺激 45 均 九 四 ケ せず、 月となつてる 短 流 きに 通 失 期 すれ 間 Ø 確 ح ば <u>#</u>]] 定 Ø

は

殆

んど困難である。

窓らく當該業界における普通の狀態より

確定する外ないであらう。

₹, 得ら 出 IJ 振興力は ン 最 ク制に關 12 後に指定輸 全體 ない。 **∤**₹.. 極めて僅少で て年 何 する限りでは、 11. 出出二十四 約約 K 世よ特 五千萬圓程度である。 あり、 殊リ 種 につき、 多少は之より減額さるべき筈である。 大なる期待をかけることは出來ない ンク制が 最近三ケ年におけるその この程度に止まる限りでは、 尤も之に圓ブロ ッ ク 輸出狀態を檢討するに、 ^. 00 この點を明らかにするだけの資料は今日ま 輸出をも包含するから、 それが理想的 の效果を舉げたとしても、 μij 赼 <u>の</u>下 之を除外す 方に 示 さるし Z, **す**ざ 如 殏

ば、 音 機 Ļ そこで第二次 相當 ح 琺瑯鐵器 n が Ø 輸出 效果を期待しうるけれども、 年額 農具等に及ぼし、 第三次の指定輸出 は二億六千萬圓に達する さらに第三次・第四次と擴張して、 品の擴張が傳られてゐる。 併し之による輸出振興力は尚ほ數千萬圓に過ぎず、 豫定であると 傳 へられてゐる。 即ち第二次指定品目としては、 結局 の適用品目總計は約百六十 ح Ø 程度にまで 戰時 玩 擴充され 具 0 輸 Н, 自轉 品目 政策を之 た とす 坤 M 達 斋

# 殊リンク制の問題

五

牸

0

み

に依頼することは困難である。

その多數の 後ます~~之を擴張して、 特殊リン 種々雑多の原料品を如何に ク制は當面 の輸出 出來うる限り多數の輸出 障害たる原料難を打開して、或程度に輸出恢復の效果を有するものであるから、 して輸入し、 且つ如何に 品に適用すべきであるが、 して之を配給す るかの問題であ この場合に第一に問題となるは、 今

愛知・神奈川・兵庫・福岡・廣島等の諸地方に分ちて、その各々に一個の大規模會社を設立し、 共同配給をなさしむべきであるとの案もある。 營利會社では却つて原材料の騰貴を來たし、且つ數千百種の原材料を一手に引受けては、圓滑なる配給を期し得ら 委託輸入をなし、 れないと言ふ點にある。 る純然たる營利會社とし、 第 ĸ 之に對して原材料配給會社を設立せんとする案が傳へられてゐる。 之を輸出品生産者に配給せんとするものである。 それよりは寧ろ旣存の輸出組合・輸入組合・工業組合を擴大强化して、之をして原材料 特殊リ ンク制によつて輸入を許可されたる各種の輸出品 そこで問題は個人リンク 之に對する反對論としては、 ź, 團體リン 之によれば先づ全國を東京・大阪 ク 用原材料品を一 かの 點にも觸れ 關係業者の出資に 力; 手に < て来る。 Ø 加 引受けて で民間 ቷ Ø

しながら、 は、 るに止まり、 原料騰貴は周 ン ク制では之を如何ともすることは出來ない。 第二に、 原 材料品 國内の 原料確保の機能におい 知の如く輸入制限と國内物資の制限とから來てゐる。然るにリンク制では、 Ø 國 國 内物資の制限に對しては、 内轉用を完全に防止することは出來す、 より得たる再生原 ~ すべてのリン 材料をもつて輸出品を生産しついある。 之を如何ともすることは 出來ない との二つの意味において、 ク制は尚ほ大きな限界をもつてゐる。 例へば許可 されたる輸入原材料品は之を國內用 吾々は原料對策として『貿易工場制 からである。 この方法による國内轉用 今日の たヾ輸入制限を緩和す 且つまたリ 原料不足または ン ク制 7 流 1) 用 7

特殊リンク制の諸問題

第四十八卷 四八五 第三號 四五

大学 一大

第四

たは「貿易地 域 制 しを提 唱 Ŧ るも のであるが、 之に ついては茲に 詳 論 0) 餘 裕 は な

相常に がこ Ġ K Ø る ゎ から、 反對すると共に、 たるに拘らず、 孙 嫅 る なら され 高率 そこに 從つて場合によつて 7 現行 る カゝ る。 滔 0 亂脈 外國 ば Ø 高率 必ずプ 之に對する反對論は主として右の點にあつた程である。 特 殊リ な結果となつて、 Ø また之を禁止せんとするものでもない。 腄 Ø **追** 全招 プ レ ン ミアム レ ク ミア は 制 ίĴ 來する危險もある。 總で 現に の發生する餘地 Д は それ 商品リ 却 個 つて輸 人リ 丈け ング ンク制をとり、 茁 原 材料 制 が Ø がある。 障害を來たす虞なしとしない。 現に綜合リ 仁 見ら 丽 **Q**D 騰 る m; 貴を來 組合内部において之が統制 カ<sub>ュ</sub> 而してその 7 1 ¥, 加 < /7 法令は決してプレミアムを禁止 譋 た 相當に まで L  $\overline{c}$ 個 (ま (産 |人間に ح のブレ 高率 IJ カコ ン 17. 0) おける輸入權 ŋ 吾人 ミアムを自然に放任して 制 ヷ゚ % Ø レ はプ **(**) プ ミア を計るべきを主 艧 能 レ L. は ۷, 却 の譲 ミア ミ ブ  $\mathcal{O}$ 現 して つて は ۷., 渡 厶 Ť は を 阻 Ø る 認 ゐ 張 白 され あて X) Įά 由 な は 能 放任 h, V

之は を與 その輸出をなしたる者に對して與へらるべく、 生産者をも 第四 ン たじ へらるべきであ 制 T を 理 Ŧ 個 論 張 認めてゐるの 人 ŋ 的 1/ tc ン 然る る。 力 U 制 Ö 而 現 カュ 團體 みならず、 は問題である。 行 してと Ø) 特 IJ Ø 殊 ン 輸 ŋ ク 政策的 制 入 ン 權 ク カゝ は を行使する者は、 制 輸入權は 議論 が、 にもまた之をもつて最も輸出振興に有利な方法と考 生産者が直接輸出をなしたる場合も、 純然たる Ø 岐 輸出の代償として與へられるも れる所であるが、 個 當然に 人 ŋ ン 現實の ク 制を採 私は寧ろ 輸 ŋ 入をなす 個 カゝ ので つその 入リ 當然に輸出者として輸入權 輸入者で あるから、 ン ŧ ク 制 體 なけ ۲ を 加 6 それは當 7 n. 味 輸 12 ば なら た る。 Н, る組 者 蓋 0

C

IJ

Ø

である。

- I)
- 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 53頁) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 46-49頁)

輸出者は輸入權 の取得に刺激せられて、 あらゆる努力を拂つて輸出に努めるからである。

入權 闹 7 る。 加 合に つて適當に分配する。 A 味する必要がある。 ίţ 組合は之に對して一定限度のプレミアム(例(ば最高三%)を支拂ふことゝする。 は、 例 な 之を原 ΙĬ 前 カジ ら 述 最高四%) Ø 輸 材料品 入權 如く高率 を認め、 の取得者を輸出者とし、 即ち輸出者は先づ輸出組合を組織し、 0) 或はまた輸出組合と輸 種 類に 観脈なるプレ その差額を輸出組 分類して、 ミア 之を當該原材料品 A その行使者を輸入者としても、 合の 人組合との聯合體を組織 Ø 發生する危険がある。 經費とする。 の輸 組合員の得たる輸入權は總て之を組合に提供せしめ 入組 輸入組合はその得たる輸入權を所屬 合に譲渡 して、 之を防止するために その間 その間 する。 而して組合に集められたる K この場 輸入權 の輸入權の讓渡を解消する は、 合にも低率 の自 組 由賣買を許す場 合リ Ø 組 ン **(**,) 合員 プ ク 制 Ξ を

輸出せしむること~せば、 所屬員に分配して輸出品を生産せしめ、 ことも出來る 次に 輸 入組 合員 Ø 一輸入し 前述の たる原材料品は、 原材料配給會社 生産品は之を工業組 之を分類して生産者の Ø 如 グき特別 の機關を設けずとも、 合から最初 組 織 Ø する工業組合に引渡 輸出組合に引渡 組合配給によつて却つて Ļ Ļ 所屬組合員をして ΞΓ. 一業組 合 は之を 有效

れたとしても、 第五 に、 特殊リ その機 ン ク 制 能 を Ø 上には H 來うる限り 定の限度があつて、 擴 充强化することは固 到底とれのみに より 必要であるが、 戰時 の輸出振興策を委すてとは 併し かり ん之が 理 想的 出來な ζ 行 は

特殊リンク制の諸問題

V

ح

1

では輸出振興策につい

て一般的に論議する餘裕はないが、

たゞ

ij

ン

ク

17

關

<u>ا</u>

問題となるは、

カン

での綜

C

原

料確保を實現

しうるのでない

かと思は

れ

第四十

八

爸

[24]

八

-t-

第三號

깯

**-**E

3) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 49頁)

八

世十

第 四

合リ らぬことを信ずるものであるが、 ン T 制で あ 吾 × は IJ ン ク 制に 之については旣に詳論した所で よつて著しく輸出 振 が興を闘 るため あるからこ」では省略する。 ΙT は、 結 局は綜 合リ ٠ ク 制 7 進 ね ば な

ある理・ 方 L 商 輸出をなすことによつて輸入を許可されるのであるが、 *'*' 出を促進する方法を考へねばならぬ筈である。 入は少しも外貨を要しない をなすことによつて之にリンクして輸出を許可されることゝなるわけである。 餘裕は からの n nu 7 最後に、 は、 リン 由 ない 7 ŋ は、 輸入を促進し、 IJ 制 Ø //: 原 ン それが少しも外貨の獲得とならない Cも特 ク制 材料品の Ŋ ンク 殊 擴 IJ **充の他の方向は、** 之にリン 制制 輸 ン 0) 入を許可されない 刀 のであるから、 制でも、 擴充に關する限り クして すべて圓。 圓ブ 輸出を許可 吾國は出來うる限り わけで t; ッ (一四・二・一五) 7. ブ ば、 7 102 からであるが あ 地 世 ッ <u>圓</u> ブ る。 ク ヘ 方へ ね 圓ブロ ばなら I と」では圓ブ Ø Ø 地域 ッ 輸 Ŕ ク 址 ツ 出を除外 赸 的 ク • 然らば之を逆に考へ Ō 普通 域に Ŋ 地方 ŋ ン してね グ 限つた特別 からの輸入を増加 ン  $\emptyset$ Ħ 制 IJ ッ 制では、 ンク ク輸出問 Ø 圓ブ 創設 る。 制で 即ち にある。 Ø 13 12 輸出 は ij 題に ッ クヘ :/ ば 「制限を前に つい Ļ 輸 Ţ ブ 制を作 現行 入制 圓 Ø 댇 之とり ---ッ ブ 輸出を制 限 グ Ø П  $\stackrel{\textstyle >}{\tau}$ を前 般 IJ 提とし、 ッ ンク 的 Ø ン ク 限し 提とし、 に論 ク 輸 カュ ۲. して 捌 ら 出 輸 0 Ø 譲 7 Ø は